

# 清朝國號考

第一章 金及び愛親の來歴

第二章 清の國號の來歴

第三章 滿洲の稱號の來歴

市村瓊次郎



# 清朝國號考

市村瓈次郎

愛親覺羅の朝廷が國號を清と改めし以前には、金と稱し居りしか、清朝の記録には、滿洲と稱し來りしものとなし、その金と稱したることを諱むに似たり、余は茲にその金と稱したる事實と、清と改稱したる來歴とを證明し、併せて滿洲の稱號につきて、論究する所あらむと欲す、因て本論文を三章に分ち、金清及び滿洲につきて順次に論述す可し。

## 第一章 金及び愛親の來歴

五代以後に現はれたる女眞の種族は、契丹を滅し、宋室を破り、今の滿洲より支那の北部蒙古の南部にかけて、廣大なる邦國を建立したり、是れ即ち金國にして、今の清朝の興起せる以前に於て、女眞種族の最隆盛を極めたる時代なりとす、さてその女眞種族か、國號を金と稱せるここは、清朝の族稱及び國號と關係あるか故に、その理由を明にせざる可からず、金の國號の來歴につきては、古來二説あり、甲は按出虎水といふ川名

に基すといひ、乙は金屬の稱呼を取りれりといふもの、即ち是れ也。

(甲說) 金史卷二十四地理志を按するに、

上京路即海古之地。金之舊土也。國言金曰按出虎。以按出虎水源於此。故曰金源、建國之號。蓋取諸於此。

ごあり、而して三朝北盟會編卷三の國號大金ごいふ句の註に

以本土名阿祿阻爲國號、阿祿阻女眞語金也。以其水產金而名之曰大金、猶遼人以遼水名國也。

ごあり、此の阿祿阻は即ち按出虎ご同し語なれば、金史の説は、蓋茲に基したるものなるへし、又金史卷一に

獻祖乃徙居海古水。耕墾樹藝。始築室有棟宇之制。人呼其地爲納葛里。納葛里者漢語居室也。自此遂定居于安出虎水之側矣。

ごあり、此の安出虎水は、金史の各處に散見す、即ち卷四の按出滻河、卷二十四の阿出滻水の如き皆同じ、又金の完顏婁室の碑文をみると

其先曰合篤者。居阿注滻水之源。爲完顏部人。

ごあり、この阿注滻もまた同じものなるへし、要するに金の祖先か、按出虎水に關係あるは明確なる事實なれど、按出虎の語か、果して金の意味を有するや否やは、更に考究

せざる可からず、吉林外記卷九の註に、

考國語。金曰愛新。金史舊解以金爲按春。國語耳墜也。耳墜以金爲之。因誤爲金。并

按出虎亦誤爲金。

ごあり、是れ未だ直に按出虎を以て、金の意味ごなす可からざるを知るへし、且金代の按出虎河は、即ち今の阿勒楚喀河にして、全然金の意味ご關係なきに似たり、同書卷二に

阿勒楚喀以水得名。宋史女眞國居按出虎之上。通志金始祖居布爾噶之涯。至獻祖定居於阿勒楚喀水之側。舊作按出虎。此爲女眞舊地無疑。按清字音按與阿似近。出與楚字同。虎字首與喀字首同。本處人習於國語。轉音之訛也。俗稱阿什河。亦按出虎之訛音也。

ごあり、又同書卷九の註に

吉林境内。無愛親水。亦無按春水。攷之當爲阿勒楚喀河。蓋據松漠紀聞北盟會編及大金國志諸書。金上京行程過拉林河一程即至上京駢。東至阿勒楚喀。不過百餘里。阿勒楚喀河源在吉林城北。拉林河源在吉林城東北。而金上京宮闕去混同江二百六十里。去拉林河一百七十五里。核之即阿勒楚喀之明證也。

ごあり、これによれば、按出虎河の今の阿勒楚喀河たること、また疑ふ可からず、余は

他の幾多の考證を待たずして、按出虎と阿勒楚喀との同一なるを信せむこす、而して阿勒楚喀には、金の意味なきことまた明なれば、金の國號か按出虎水に基けりといふ甲説を探ること能はず。

(乙説) 遼史拾遺卷十一に、金太祖實錄を引きて

太祖先爲完顏部人。以遼天慶五年建國。曰遼以鑽鐵爲國號。鑽鐵雖堅終有銷壞。唯金一色。最爲珍寶。自今本國可號大金。

ごあり、金史に據れは、皇統八年に宗弼の修進せる實錄あり、遼史拾遺に引きたるは、果してその書なるや否や、詳ならすこ雖も、金の國號は、金屬にこりたりとの説の、由て來れる所頗遠きを知る可し、按するに契丹の國號を遼といへるは、鑽に音同きを以て、鑽鐵の意なるやも知る可からず。こ雖も、その種族は、遼河の上流より起りて、國を建てたるものなれば、寧ろ三朝北盟會編の説の如く、遼水の名を取りたりといふの、穩當なるに如かず然れども金の國號に至りては按出虎河に基きしものにあらざること已に述へたるか如くなれば、寧ろ最貴き金屬の名を取りたりこの説を信せむこ欲す、何こなれば女眞は固より金を産するを以て名あれは也、契丹國志卷十に據れは

女眞以北珠人參生金松實白附子蜜蠟麻布之類爲市。

ごあり、又大金國志卷一に、阿骨打か使を遼に遣はしきことを記じて

齋國書并北珠生。金貂革人參松子爲贊。

ごあり、又三朝北盟會編卷三に

土產名馬生。金大珠人參。（略す）

ごあり、是れその國に金を産せるこを證すへきのみならず、滿洲地誌に據るも、今日  
松花江上流及び牡丹江の支流、琿春河綏芬河等の水域に、今日沙金場の多きをみれば、  
金の時代に於て、その域内に金の產出ありしを確むるに足る可し、然らば女眞種族か金  
を尊重して、その國號ごなせるこの偶然ならざるを知る可し、契丹國志卷十に  
以其國產金號大金。

ごあるは、即ち此の事實を證するに足るへきものなり、故に余は乙說に従ひて金の國號  
を以て金屬の名を取りたるもの こなす。

清朝が愛親覺羅ご稱し、又金國ご號したるは、全く宋代の金の國號に淵源したるか如  
し、清朝が女眞の種族たることこは、固より明白にして辨證を要せず、故に彼れ自ら金ご  
同一の種族ご認め愛親覺羅ご稱し、又金國ご號したる也、按するに、女眞語の愛親覺羅  
は、漢語の金族といふ意味を有す、明代の編纂なる華夷譯語の女眞語の部に、（グルーベ  
氏による）金を安春溫ご稱すごあり、金史語解に據るも、また金を按春また愛新ごな  
す、即ち女眞語にて、金を「アルチン」又は「アイシン」ご稱したるを知るへし、而し

てこは女眞種族に止まらず、蒙古種族にも共通の語なり、されば武備志二百二十一卷北虜考の處に、蒙古語にて金を俺炭ごなし、又同書に薊門考を引きて、金を阿喇探ごなすをみても明なるへし、覺羅は宗族の意味に用ひ來りしか故に女眞語の愛親覺羅は、漢語の金族の意味に外ならず、乾隆四十一年八月十九日の勅諭に據れば

我朝得姓曰愛親覺羅氏。國語謂金曰愛新。可爲金源同派之證。

ごあり、是れ乾隆帝自らその祖先を以て、金ご同族なりご認定したるもの、益愛親覺羅の意義の在る所ろを知るに足る可し、而して此の愛親の語は、單に族稱に止まらず、國號ごして用ひられ、金國の稱號またこれより出てたるに似たり、然るに清朝にて編纂せられたる實錄聖訓等の書には、清ご稱したる以前に滿洲ご稱したりごいひ、一語もその曾て金ご稱したこと言はず、殆ご諱む所ありて、隱蔽せるものゝ如し、然れども現存せる幾多の記錄文書に徵すれば、その清ご稱せる前に金ご稱したる事實は、決して抹殺する能はさる也、余は各種の方面より茲にその事實を證明せむこす。

(第一) 明の方面よりの證明、明の記錄に清朝建國の際の事を記したるもの多し、然れども清の曾て國號を金ご稱したる事實を錄せるものは少なし、唯左の數種の書にはその事實を載せたり、神宗實錄の萬曆四十八年六月戊申の條に據れば

時奴賊擅發榜文。誘招遠人。內僞稱名曰朕。僭國號曰金。且以宋靖康事。悖逆肆語。

經接以聞。

ごあり、また同月丁巳の條に

勅諭朝鮮。勉圖剿賊。初揚鎬奏報。奴賊通和高麗。本王李暉聞報上疏陳白曰云々。伊以後金爲號。而邊臣書中却謂建州云者。本其受命于天朝之部名也。伊以汗自稱而邊臣書中却謂馬法云者。待之以番頭也。

ごあり、然るに皇明從信錄卷四十及び皇明實紀卷二十二の萬曆四十七年五月の條に

朝鮮方咨報。奴西移書聲赫、僭號後金國汗。建元天命。指中國爲南朝。黃衣稱朕。意甚恣(兩書)

ごあり、又王在晉の三朝遼事實錄卷一の同年同月の條には

朝鮮咨報。奴酋僭號後金國汗。建元天命。指中國爲南朝。黃衣稱朕。詞甚侮嫚

ごあるをみる也、これに據ればその金の國號を稱したる事實か、明の方面へ知られたる始めは、朝鮮よりの報告に基きしものに似たり、又顧炎武の聖安皇帝本紀卷一に、大學士高弘圖等の上奏を引きて

或稱可漢、或稱金國主。

ごあり、計六奇の明季北略卷一に

萬曆四十四年丙辰。大清建元天命。指中國爲南朝。黃衣稱朕。是爲太祖。然是時猶

稱後金後改大清。

ごあり、顧炎武ご計大奇ごの書は、清朝の時代になりて著はしたるものなれど、彼れ等は明の遺民なるか故に、頗直筆諱まさる所少なからず、是れを以てこの書はごもに乾隆時代に禁書となりしもの也、かく明人及び明の遺民の記録によれば、清朝の初めに金若くは後金ご稱したる事實は、炳然ごしてまた蔽ふ可からず。

(第二) 朝鮮の方面よりの證明、朝鮮の記録には、清が曾て金の國號を稱したる事實を、記載したもの少なからず、燃藜室記述卷二十八に、朝野記聞を引きて、朝鮮ご金國ごの誓詞を載せて

○金國誓文曰。朝鮮國王與大金國二王子立誓。我兩國已講和。今後同心合意。朝鮮若與金國計仇整兵馬。新建城堡。存心不善。皇天降禍。(略)我國誓文曰。朝鮮國以今丁卯年甲辰月庚申日。與金國立誓。我兩國已講定和好。今後兩國各遵約誓。各全封疆。若我國與金國計仇。違背和好。興兵侵伐。則皇天降禍。若金國因起不良之心。違背和好。興兵侵伐。則亦皇天降禍。兩國君各守善心。共享太平。

ごあり、その金國の文字が如何に多く使用せられしかをみると足る可し、又同書卷二十九に日月錄を引きて

夏四月。金汗弘他時僭稱寬溫仁聖皇帝。改元崇德。

ごあり、凡是れ等の類は甚多くして一々枚舉する能はざる也、明治三十八年八月、奉天宮城の崇謨閣にて發見したる朝鮮來書簿には、殊に金の國號を稱せるもの甚多く、大抵清の太宗を金國汗ご稱し、清人を金人ご稱したり、天聰二年八月二十七日來到の朝鮮國書に據れば

貴國之號金國。猶我國之稱朝鮮。文書言語。各舉國名。獨無知下賤。狃習聞見。或稱舊號者有之。此誠可惡。然久當自變也。

ごあり、その崇德元年に國號を清ご改むるまで、朝鮮の來書には必ず

朝鮮國王奉書金國汗

朝鮮國王奉答金國汗

ごいふか如き語を用ひたるをみるへし、且天聰三年六月十九日の來書に

即見北邊守臣馳報。有金人十餘名來到豆滿江一帶地方。

ごあるをみれば、當時清人を金人ご稱したる事實甚明なりごす、是れ朝鮮の方面より清朝か初めに金ご稱したる事實を證するに足るへきもの也。

(第三) 清の方面よりの證明、清朝の歴史記録にして、世間に公行し居るものには、勿論その金の國號を稱したる事實を證すへきもの少し、然れども明治三十八年七月に、奉天の崇謨閣にて得たる各項稿簿は、天聰二年九月より同五年十二月までの事實を載せ

たる記録なるか、中に金の國號を用ひたるもの甚多く、その朝鮮に與へたる十數通の書には、皆

金國汗致書朝鮮王。

といふ語を用ひ、皮島の毛文龍以下の諸將に與へたる書にも

金國汗致書毛大將軍。

金國汗勅諭島官。

金國汗致書劉府列位。

といふか如き語を用ひたり、而して更にその天聰五年閏十一月の書に

勅諭金漢蒙古官員知悉云々。

こあるをみれば、太宗が滿洲國皇帝と稱せすして、金國汗と稱したる事實を知るへきのみならず、金漢の語は、後世の滿漢の語と同様に使用せられたることを證す可し。

(附證) 天聰一年三月十八日來到の朝鮮國書に、正月十一日、曉有騎白馬。不辨。金漢。

二十餘人云々 こあれは、當時朝鮮にても、金漢の語を用ひたるなり。

殊に遼陽の南門外に於て發見せられたる喇嘛法師寶塔の碑文は、益此の事實を證するに足るべきものなり、此の碑は幅三尺高五尺に満たさる程のものなるか、右方は漢文より成り、左方は滿文より成れり、碑額には勅建の二字あり、碑の漢文の初めに大。金喇嘛

法師寶塔碑アムニンボトハにありて、末に大金天聰四年。歲次庚午。孟夏吉旦メイカタツシキタツにあり、滿文の方はその大金の文字にあたるへき處に、彷彿アヒンとして「アイシン、グルン」の語を認むへし、「アイシン」は即ち金にして、「グルン」は即ち國の意味なりといふ、是れ單に清朝か、初めに金國キンコクと稱したる事實を證するに足るへきのみならず、愛親エイシンといふ語か、啻に族稱たりしに止まらずして、國號コウコとして用ひられたることを知るへきなり、要するに女眞語にては、愛親エイシンと稱し、漢語にては金と稱したるものなるへし、而して是れ等の稱號は、宋代の金國キンコクと同族なりといふ考より起りしものなること疑を容れず、然るにその後に至りて、國號を改めて清と稱したるは、如何なる意味をこり、如何なる事情に基きたるものなるやを、更に講究せざる可からず。

## 第二章 清の國號の來歴

金の國號が、太祖の時代に出來たることは、前に述へたるが如く、神宗實錄、皇明從信錄、皇明實記、三朝遼事實錄等にて證すへく、又その太宗の天聰年間まで、引き續きて用ひられ來りしことは、各項稿簿、喇嘛法師寶塔碑、朝鮮來書、燃藜室記述等にて證するを得可し、然るに太宗の崇德元年（即天聰十年）に至り、突然大清と改稱したり、

## 太宗實錄卷二十九に據れば

崇德元年四月。以上稱尊號建國改元事。宣示于衆曰。我皇上應天時。順人情。聿修厥德。收服朝鮮。統一蒙古。更得玉璽。鴻名偉業。丕揚天下。是以內外諸貝勒大臣同心推戴。敬上尊號。曰寬溫仁聖皇帝。建國號曰大清。改元爲崇德元年云々。

こあり、是れ其事實を證するに足る可し、而して崇德元年までの朝鮮の來書には、猶金國汗の語を用ひ來りしか、同き二年の正月初三日に及び初めて

朝鮮國王謹上書于大清國寬溫仁聖皇帝。

こいふ語を用ひたるをみれば、國號の改正か、國際の文書の上にまで實現せられたるをみる可し、さて何の爲めに突然その國號を改むるに至りたるか、按するに朝鮮の征定、蒙古の歸服殊に察哈爾より伝國璽を得たることは、固よりその機會を與へたるに相違なかる可し、然れども何の爲めに、金の國號を諱みて、清と改めたるや、猶疑間に屬す、顧ふに彼れ等は已に漢人を任用し、漸く漢族の文化に浸染し、各種の智識の進歩するに従ひ、金若くは後金の國號は、前代の稱號を重襲せるものにして、不見識の嫌を免れず、又汗の稱呼は、戎狄の酋長の用ひ來りしものなれば、頗不適當の感を生じ、遂に改めて大清と號し、皇帝と稱したるにあらざるか、清朝の勅撰にかかる實錄等の書に據るに、從來金國又は金國汗と稱したる文書の語を、悉く改めて滿洲國又は滿洲國皇帝となした

り、蓋その金國又は金國汗と稱したる事實を諱みて、隱蔽せむとしたる也、されば國號を大清と改稱するに至りたる動機は、少なくとも金若くは後金の國號の不都合を感じしたること、與りて力ありと言はざる可からず、然れども何か故に清の字を擇ひたるか、これにつきては、當時公衆に宣示せられたる上諭に、蒙古か大元と稱せる時の如く、國號の意味につきての説明を與へられず、又清人の著書の中には、未だ其意味につきて説明したものを見出さず、唯邦人の中に一二の説をたてたるものあり、故に先づ是れ等の説を紹介して、然る後に自己の考案を述へむことす。

(第一) 清和源氏より出てたりといふ説 伴信友の中外經緯傳卷二に據れば、伊勢貞丈の隨筆によりて

或説に清國の帝の姓を清といふ、源義經の裔なり、清和の清字を取りて、國號とせる由、圖書集成の康熙帝の自序に見えたりといへり、これ大偽なり、予因ありてかの序の寫を見たるに、其事曾て記せる事なしと見えたり、しかればその自序になきことを知られたり。

といへるにかくはらす、彼は猶清朝の祖先は、源義經より出てたるならむとの説をたてて

義經蝦夷より金國に渡りて、其王に屬して功を立て身を起し、奴兒干の酋長の家を嗣

て門地を興隆したりつるか、その子孫孟特穆に及びて、建州の都督になりたるを、殊に擧げて清王か、肇祖といへるにもやあらむ、さて又義經は、文治五年閏四月二十九日歳三十一にて、衣川の館を焼て自死せる由見えたるによりて、其年蝦夷に渡り云々して、六十歳までの齡を歴たりとする時は、もうここにて宋の孝宗の淳熙十六年より寧宗の嘉定十一年に及ぶ可し、そのかみいはゆる金國の王か、殊に勢ひつよく、もうここにも度々討入なこして在りしころに當れり、其世のありさま、金史又そのほこの事記せる漢籍をみて、おもひ合すへし、さてかくおし定め考ふるに、かの孟特穆か謚を原皇帝と稱へるも、義經の姓の源字をはやくより重き稱ごころえをり原字に通はして用ひたりけにきこえ、また其後孫奴爾哈齊か世に及びて、さらに國號を建てゝ清と稱へるもかしこかれど、源氏の御祖の清和と申御謚號につけて、その清字を源字にもまさりて、重き尊き稱なる由に、おろく聞傳へて用ひたりしにやあらむ  
といへり、是れ清と稱する國號は、清和源氏の清に出てたりとするもの也、その清朝の祖先か源義經の子孫なりといふこそ、既に荒誕不經の忘想に過ぎず、從ひて國號か清和源氏に出てたりといふ説も、何等の據り所なし、故に固より批評するまでの價值なしと雖も、往時かくの如き想像か、或る學者の間に存在したることを知らしめむか爲めに、茲に第一説として引用したる也。

(第二) 清の文義を取りたりといふ説、安東不二雄氏の支那帝國誌に

國號を清と稱す蓋天下を一掃して清淨なる新天地を建立せりとの意なり。ごあり、その何に基きたるや詳ならず、清人の著述の中に、未た此の如き解釋を與へたるものを見すこ雖も、その讀書人に向ひて清と稱せる所以を問はゞ、大抵廓清又は掃清の意味ならむといふもの多し、故に安東氏の説は、恐らくは清人の想像説に基きたるものならむか。

按するに支那にては、古來國號を建つるに、文義に據れるもの少なく、多くは地名を用ひ來れり、然るに蒙古に至り初めて易の大哉乾元の義に取りて、國號を元と定めたり、その事實は當時の詔書に明なり、二十二史劄記卷二十九に

三代以下建國號者。多以國邑舊名。王莽建國曰新。亦以初封新都侯故也。公孫述號成家。亦以據成都起事也。賓人李雄建號大成。蓋亦襲述舊稱也。金太祖始取義於金之堅固。遂不以國邑而以金爲號。然猶未用文義也。金末宣撫蒲鮮萬奴據遼東。僭稱天王。國號大眞。始有文義爲號者。元太祖本無國號。但號蒙古。如遼之稱契丹也。世祖至元八年。因劉秉忠奏。始建國號曰大元。取大哉乾元之義。國號取文義自此始（中略）命世之君。創制顯庸必有以新一代之耳目。而不肯因襲前代。此其一端也。然如唐之爲蕩。虞之爲樂。則五帝以來原以文義建號。其説見尚書傳注及史記正義。

もあり、唐虞の如きは、已に文義を取りたりこの説あれど、やはり地名とするを可とす  
可し、故に文義を以て、統一の國號となしたるは、元に創まれる也。明の初め吳と稱したるは、地名に基きたるものなれど、その明と稱せるは、文義を取りたるものならむ、故に清の國號も亦文義を取りたりといふは、必しも不當の推測にあらず、然れども余はその單に文義を取りしのみにあらずと信す、故に更に第三説として、余の卑見を附加すべし。

(第三) 金清の字音相近に基くといふ説、按するに、金と清との北京音は、稍相近く、金は Chin の上平にして、清は Ching の去聲なり、北京人は、此の區別を明に發音し得れども、外國人に於ては、頗混同し易し、故に女眞の種族か、當時漢字の發音を、正確に區別し得たりと信する能はされば、金の國號を改めて、清となすにつきては、音聲の近似をとりたるものなるへど、要するに金の國號を改めし所以は、金の字形にありて、その字音にあらず、即清の字を以て、金の字に代ふるは、字形の變更に止まりて、舊來の呼聲を全然改めたるものにあらざると、猶我が邦にて人名の四郎を改めて紫朗とし、五郎を改めて梧樓となすの類に過ぎざる可し、是れ字形を改めて猶字音を存するものにて、極めて便利なることなり、故に余は金の國號を改めて、清となせるも、字音の相近似せる好字を擇ひて、代用せるものならむと推測す、然れども、この推測を確めむには、

清初に於て、金と清との字音が、果して今日の如く、相近似せるものなりしや否やを、明にせざる可からず、或は當時金の字音は Kinにして、清の字音と相近似せずといふものあらむと雖も、余はその反證を擧げて、金清の字音の相近似せることを究めむとす。按するに、蒙古滿洲にて、王族の妻を稱して、福晋といふ、福晋はもと漢語の夫人より出てたるものならむと思はるゝか、晋は Chin の去聲なり、然るに清初に於て、此の福晋にあつるに、福金の文字を以てしたる實例少なからず、即ち太祖實錄に據るに

顯祖大福金喜塔喇氏  
繼娶福金納喇氏。

ごあるか如き、皆福晋に代用せられたるものなり、是れ等の例は甚多くして、一々擧くるに堪へず、若し太祖實錄編輯の時代、即ち清初に於て、金の字音が猶 Kin と響きたらむには、晋の字音と相通する能はざる可し、故に余は金の字音は、已に清初に於て Chin と發音したりと思ふ、果して然らば、清の字音と相通すること、猶晋の字音に通するか如くならざる可からず。是れ余が清の文義をこりたら外に、猶金の字音に相近きものを擇ひたるならむと信する所以也。

(附證) 朝鮮の通慶寺舍利袈裟事蹟略錄に據れば、至金之崇德七年壬午九月。前判大華嚴宗寺兼奉先寺住浩然沙門退隱敬一重書開刊の語あり、本書何人の作なるや未だ詳

ならされど、明末清初に開板せるものゝ如し、然るに金之崇德七年の語あり、金は已にその元年に、大清と改號し、朝鮮の國書にも大清の文字を用ひたるに、その七年に猶金の國號を稱せるは怪むへし、或は國號を改めたる事實を知らざりしか、或は金清の字音相近きより、猶金の字を用ひたるか、必其一に居る可し、若後說の如くなれば、余か第三說の旁證となし得られさる限にあらず。

### 第二章 滿洲の稱號の來歴

清朝が金と稱し、又清と稱せる所以は、已に述へたる通りなるか、何か故に金と稱したることを諱みて、滿洲と稱したるか、その滿洲の稱號は、何時より起り、又如何なる意味を有せるかを、更に進みて論述す可し。

(第一) 滿洲の稱號は、何時より起りたるか、乾隆四十二年八月十九日の上諭に據れは

我朝肇興時。舊稱滿珠。所屬曰珠申。後改稱滿珠。而漢字相沿爲滿洲。

さあり、又太祖實錄によれば

布庫里雍順居長白山東俄漢惠之野俄朶里城。國號曰滿洲。是爲滿洲開基之始也。

ごあり、開國方略また同じ、即ち清朝の開基の時より、已に滿洲の稱號ありしに似たり、  
また太祖聖訓には、天命十一年七月の上諭をあけて

滿漢各官。嘗有誓言。

ごあり、又太宗聖訓卷三には、天聰八年四月の上諭をあけて

當易以滿語。毋得仍襲漢語舊名。

ごあるをみれば、太祖太宗の時代已に明に滿漢の稱呼が存在せるか如し、然れども是れ等の書は、康熙時代の纂修に成りて、後世の追改少なからざるか故に、當時の憑據ごしては、頗薄弱なるを免れず、余は反て他の方面より清の開基の時には、滿洲の稱號なりしこことを證せむごす。

甲 本證 清初の根本史料たる各項稿簿、及び明治三十八年七月に、奉天の崇謨閣にて得たる、清初の群臣の奏疏には絶えて滿洲若くは滿漢等の語を見出す能はさるのみならず、反て各項稿簿の天聰五年七月及び同しき閏十一月の上諭には、皆金漢の語を用ひたるを見るへし、即ち當時滿漢の語なきこ明なれば、從ひて開基の際に滿洲の稱號の存在したりといふことは頗疑はしき説也。

乙 旁證 明及び朝鮮の方面にて記したる側面の史料、即ち神宗實錄、皇明從信錄、兩朝從信錄、三朝遼事實錄、籌遼碩畫等の書、及び朝鮮來書、燃藜室記述、朝野輯要等

の書に據れば、清朝の祖先に對しては、女眞、韃靼、建州、東建、建部、東夷、建夷、奴酋、金汗、金國汗等の語を用ひたるを知り得可し。雖も、絶対に滿洲と稱したることを認むる能はず、反て朝鮮の來書には、後の滿漢の語に當るへき處に、金漢の語を用ひたるを見る也、若し清と稱したる以前に、果して國號を滿洲と稱したらむには、是れ等の書中に少なくとも、その語の散見せざる理由なし、然るに今その語なきをみれば、清朝開基の時代に於ける滿洲の稱號の存在は益疑はしくなる也。

以上の憑據によりて、余は清朝開基の時に滿洲と稱したりといふ實錄、其他の記録にあけたる事實を否定す可し、然らば滿洲といふ語は、何時より現はれたるか、更に一考を要す、余は太宗の崇徳元年國號を清と改めたる後に於て、その語の初めて現はれたるものなるを信す、但各項稿籜及び群臣の奏疏は、皆天聰年間の事實に止まれるか故に、崇徳年間の事實を證するに由なし、然れども朝鮮來書の崇徳四年八月十四日申景禎等賚到來謝封世子恩謝表の下の割註に

此原表於崇徳四年十二月二十九日大學士剛借用寫。五年正旦。滿洲字表用記。

さあるをみれば、已に崇徳の時代に滿洲といふ語は存在したるに似たり、而して順治以後に至りては、滿洲といふ語を盛に用ひたるのみならず、滿漢と並び稱したる例頗多し、世祖聖訓卷六に順治十一年正月の上諭をあけて

朕之眷顧漢官。視滿官有加。

といひ、又同じき十五年五月の上諭に

念滿漢人民。皆朕赤子。

といへり、世祖聖訓は康熙二十六年の編修なれど、その上諭の語を改めたるものと認むる能はず、按するに太宗以前は、金若くは金漢の語あるか故に、滿洲若くは滿漢と改むることを得へしこと雖も、世祖の時は、已に清と改め稱せる後なれば、斷して金若くは金漢と稱せるか如きことある可からず、從ひて滿洲若くは滿漢と改むるに由なきなり、且清の國號は、已に滿漢を統一したる總稱となりたるか故に、清の領域なる女眞の種族と、漢人の種族とを並び稱せむには、固より清漢の語を用ふ可からず、又金漢の語を用ふる能はすこそは、滿漢の語を用ひたるや明なり、故に世祖聖訓の順治の上諭に滿漢の語あらは、後世の追改にあらさるを信す、要するに滿洲の語は、已に崇徳の年間に作られ、順治以後に盛に用ひられたるものなるへし。

(第二) 滿洲とは如何なる意義を有するや、これにつきては古來數種の説ありて決定せらる所なし、余の意見も亦未だ確然動す可からざるものとは信する能はず、故にその數種の説を列舉して批評を試み、併せて卑見を陳述して、取捨を大方に任せむことす。

甲 言語の意味を取りたりといふ説、これには兩説あり、その一は梵語より出てたり

ごし、その二は蒙古語又は女眞語より出てたりこなす。

その一 梵語より出たりといふ說、滿洲源流考卷一に

以國書考之。滿洲本作滿珠。二字皆平讀。我朝光啓東土。每歲西藏獻丹書。皆稱曰曼珠師利大皇帝。翻譯名義集曰。曼珠華言妙吉祥也。又作曼殊室利。大教王經云。釋迦牟尼毘盧遮那如來。而大聖曼殊室利。爲毘盧遮那本師。殊珠音同。室師一音也。當時鴻號肇稱。實本諸此。今漢字作滿洲。蓋因洲字義近地名。假借用之。遂相沿耳。實則部族而非地名。固章々可考也。

ごあり、又皇朝通志卷一に

滿洲係滿珠之轉音。亦稱曼珠。我朝龍興東土。每歲西藏獻丹書。稱曼珠師利大皇帝。曼珠華言妙吉祥也。當時滿珠之鴻號。萬里同符矣。

ごあり、是れ皆滿洲の稱號は梵語より出てたりこの說なり。

按するに、曼珠師利は即ち文珠菩薩なり、外藩が清朝の皇帝に對して此の稱號を用ひたるは、獨西藏に止まらず、廓爾喀即ち「ネバール」の如きも、亦然りし也、西藏奏疏に據るに、道光二十三年正月十七日の廓爾喀王額爾德尼の上奏文の翻譯に

奏如天覆育、如日月照監、撫育萬國、壽如須彌山、堅固至大至尊文珠菩大皇帝寶座前

恭請聖安。

もあり、故に西藏の國書に、曼珠師利皇帝の語ありしこいふことは別に疑ふを要せず、然れど満洲の國號か、果して曼珠師利の語に基きたるや否やは、頗疑問なりこす。

清朝開國の初め、已に満洲の國號ありて、曼珠師利の語に基きたるや否やは、頗疑問なりこす。の語か、その他に行はれたる事實なかる可からず、大凡國號をあらはすには、自國の言語を用ふるを常とすれど、若し他國の言語を用ふることありこせば、その言語か頗行はれたる時代ならざる可からず、按するに明の永樂宣德の時代に、奴兒干都司に永寧寺を建て、正統年間に建州衛に僧綱司を置きたるこあれば、その地方に佛教若くは喇嘛教の流布せる形迹を認め得ざるにあらず、然れども當時梵語か女眞種族の間に行はれたるここは證する能はざる也、且建州衛の酋長に對して、西藏より曼珠師利皇帝といふか如き國書を贈るへき筈なけれは、その開國の初めに、西藏の國書に基きて、國號を定めたうごいふは、固より信をもくに足らす。

然れども若し余の斷定の如く、満洲の國號は、太宗の崇徳以後に出來たるものとすれば、此の説は猶一考の餘地を有すへし、何となれば當時喇嘛教は、頗流行して、蒙古の地方には、已に梵語を以て部落の名若くは箇人の名ごしたものなきにあらず、即ち太宗實錄に見えたる、巴林の部落滿朱習禮、科爾沁國の滿朱習禮臺吉の如きものあれは也、故に崇徳以後に、清以前の國號を、滿珠若くは満洲と追稱したるもの

すれば、曼珠師利の梵語に關係なことは斷言す可からず、但西藏の國書に基きて、滿珠若くは滿洲と稱したりとの說は、疑はし、西藏の清朝に國書を贈りしは、崇德の七年十月に伊喇固克散胡圖克圖等か、達賴喇嘛の書を齎して、奉天に來りしを初めとする。然るに朝鮮來書簿に據れば、崇德の五年已に滿洲の稱號ありしに似たり、且西藏の支那に通せること、已に久し、殊に明の時代には、屢國書を明廷に贈れり、若し曼珠師利の語か、單に皇帝に對する敬稱として、用ひられたるものとせば、無論明廷に對しても、同じかるへき筈なり、然るに清朝か、漫然その國書の敬稱をとりて、國號となつたりとは事情頗疑はざるを得ず、故に設令滿洲の國號が崇德以後に出來たるものとするも、西藏の國書に基きたりとは信する能はざる也。

その二 蒙古語又は女眞語に基きたりといふ說、蒙古語に勇猛のこととを *Mang* と稱す、女眞語また同じ、故に蒙古及び女眞にはその語をこりて、名稱となつたるもの少なく、蒙哥といひ、蒙哥帖木兒といひ、孟特穆といひ、萬汗といふか如き皆然らざるはなし、故に滿洲は *Mang* にして 勇猛の義即ち蒙古語又は女眞語の意義をこりて、國號となしたるならむといふ說なきにあらず、成程新に國號を稱する時に、言文の意義をこりたる元や明の如き實例あるか故に、この說も一應きこえさるにあらず、然れども滿洲の國號は新に定めたるにかくはらず、猶清朝の開基の時より、存在せるか如くなさむこと

したるものなり、かくる場合に縁もゆかりもなき語をこりて、國號こなすか如きは、甚事情に遠かれり、且滿を以て *Mang* にあつるは可なれこも滿珠若くは滿洲を均く *Mang* にあつるは頗疑なきを得す、何こなれは現に勇猛の義を *Mang* と稱し居る時に、國號に限りて *Man-chu* 若くは *Man-chou* に轉訛すへしと思はれされは也、故に余は未だ此の說を贊成する勇氣なし。

乙 古代の人名より出てたりといふ說 伴信友の中外經緯傳に、清朝の祖先を以て、源義經より出てたりとの說あることは、已に述へたる所なるか、彼は更に滿洲の國號に就きて說をなして

また滿洲と稱へるも若くは義經主の曩祖滿仲朝臣の名字を重する傳のありしによれるにもやあらむ

こあり、此の說は信友自らも、こは殊にあまりなるしひ說なるへくやといへるか如く、固より架空の臆說なれば、批評をなすへき限にあらす。

丙 舊來の國號の轉訛といふ說 この說には三種あり、その一は肅慎の轉音說、その二は勿吉靺鞨の轉音說、その三は滿節の轉訛說なり。

その一 肅慎の轉音といふ說 乾隆四十二年八月十九日の上諭に  
我朝肇興時。舊稱滿珠。所屬曰珠申。後改稱滿珠。而漢字相沿爲滿洲。其實即古肅

## 慎。爲珠申之轉音。

こあり、是れ滿洲若くは滿珠は、即ち古の肅慎にして、珠申の轉音なりと認めたる也。滿珠と滿洲とは固より相通すへく、珠申と肅慎とも亦相通するを疑はず、然れども珠申と滿珠とは、その發音全然相異なるか故に、固より相通すへき理由なし、されば滿洲を以て肅慎の轉音といふ説は、採ること能はず。

その二、勿吉若くは靺鞨の轉音といふ説 勿吉は古音 Mot-Kit と響きしものならむか、今の北京音にては、Wu-chi にして、滿洲の字音と相通すへからず、靺鞨は古音 Mat-kat にして、勿吉と相通したるものならむか、今の北京音は Mo-Ho なるか故に、これまた滿洲の字音と相通するに由なし、然れども同く曷に從ふ文字にて、今日或は Ho と發音し、或は hsieh と發音するものなり、喝鶻褐鞨は前者に屬し、鞨鞨歇揭歛は、後者に屬す、是れ等の文字は、一寸區別し易からざるか故に、女眞種族が漢字を發音するにあたりて、その混同は免れざる所也、故に或は靺鞨を誤りて Mo-hsieh と發音せずといふ可からず、若し果してかく發音したらむには、その轉じて滿珠となり、滿洲となるは、敢て怪むに足らすといふものあり、按するに滿洲の國號か、女眞種族の未だ深く支那の文化に浸染せざる時代に出來たるものとせば、靺鞨を誤讀して、轉訛したるならむこの想像も起り得ざるにあらず、然れども、滿洲の國號か、太宗の崇德以後に出來たる

ものこすれば、當時已に漢人も任用し、支那文字も流行し居れるか故に、靺鞨の發音を誤りて、滿洲に轉訛せりとは信すへからず、從ひてこの説の根據は、極めて薄弱となるなり。

その三 滿節より出てたりといふ説 按するに宋の邢昺の論語の註疏に、九夷の一説として、左の名を列舉したり

一曰玄菟 二曰樂浪 三曰高僕 四曰滿節 五曰鳴更 六曰索家

七曰東屠 八曰倭人 九曰天鄙

また同く邢昺の爾雅の註疏にも、九夷の一説として、以上の名を列舉したりと雖も、唯滿節を滿飾に作り、鳴更を鳴更に作り、この邢昺の説は、梁の皇侃の論語の義疏に基きたるものにて、同書にも、亦滿節と鳴更とに作り、その孰れか正きや頗る惑ふ所なれど、余は寧ろ滿節と鳴更とを取らむとす、蓋鳴更は、扶餘にして、滿節の節と、滿飾の飾とは、字體相似たるを以て、誤りしたものなるへし、而してこの滿節か、高麗と鳴更との間に置かれたるより考ふれば、今の滿洲地方の種族を指したるものならむと信す、從來滿節の名、史上に現はれずと雖も、九夷の名稱に玄菟、樂浪及び高僕を擧げて百濟新羅に及はざるをみれば玄菟樂浪の二郡猶存し百濟新羅の二國未だ勢力を得さる時代即ち西晋以前の區別に基きしものに似たり鄭樵の爾雅の註には風俗通を引きて此の九夷

の名を列舉したれば、或は漢末の區別なるやも知る可からず（但現行本の風俗）然れども余の見たる所にては論語の義疏に現はれたるを最古こそす、故に此の滿節は即ち彼の勿吉なるやを疑ふ。南北分立の時代、北朝の史上に蠕蠕として現はれしものか、南朝の史上には、柔然若くは芮芮として現はれたるか如く、南朝にて滿節として現はれしものか、北朝にて勿吉として現はるゝか如きは固より怪むに足らず、蓋南北の字音は相違を免れるか上に、漢字を以て外國種族の名稱を寫すものなれば、其異同あるは必然の數なり、殊に「ヶツ」「キツ」「セツ」の字音は古來相通したりしか如し、即ち契の一宇に就きても、或は契濶の契となり、或は契丹の契となり、或は稷契の契となりしか如きをみて知るへき也、又勿吉の勿か、後に靺鞨の靺こなれるをみれば、滿節の滿こ通するか如きは、當にあり得へきことに屬す、されば滿節は即ち勿吉にして、靺鞨と同一なりといふを得可し、而して余は更に滿洲か、此の滿節の轉訛なるへきことを言はむこ欲す。

滿節の北京音は *Man-chieh* なれば、その更に轉じて、滿珠 *Man-chu* となり、若くは滿洲 *Man-chou* となり得へきことは、甚明なり、故に滿洲の國號は、論語の註疏の満節に基きたるものなるやも知る可からず、而して滿節か、果して靺鞨と同一のものとなるは、滿洲の稱號は、頗來歴あることなり、設令大清と稱する以前には、金若くは後金と稱して、滿洲と稱せざりきと雖も、猶舊來の稱號として、開國の時代より、存在せ

るか如く見做すを得へきなり、然らされは、崇徳時代に、滿洲の稱號を設けて、その以前の國號なりご強いむごするは、殆無意味の行爲に近し。いはさる可からず。

但此の說を確めむには、何か故に、金の國號を諱みしにかくはらす、舊來存在したる滿節よりこりたるか、又果して當時滿節の語の知られし程、論語の注疏は行はれたるかを決せざる可からず、按するに舊來金の國號は、餘り普通に知られ居りしを以て、反てこれを諱みて、未だ一般に知られ居らざる、滿節によりて更に別の文字を用ひたるは、猶金に代ふるに近似の發音なる清の字を以てしたるか如くなるへきか、論語の註疏の果して行はれ居りし事實は、證明する能はす。雖も、已に十三經註疏は、嘉靖の板本及び萬歷の板本あれば、設令未だ汲古閣の板本をみる能はす。雖も、これ等の書の遼東地方に傳はさる理由なし、各項稿簿に據れは、天聰二年十一月に、太宗は書を朝鮮に贈りて、聞貴國有金元所譯書詩及四書敬求一覽。

こあり、朝鮮來書によればこれに對へて

第金元所譯。則曾未得見。國中所有。只是天下通行印本。雖非來書所求。而不欲虛厚望。聊將各件。通共三十六冊呈似。只領情也。

こあり、この朝鮮よりして贈りたるものは、冊數より考ふるに、正文のみの書にあらずして、註解のある書なることは、推測するを得可し、但果してその註疏なりしや否やは

明ならすご雖も、清初の朝廷に、支那の經典の備付けられたるは明なり、殊に范文程の如き佐命の元勳にして、支那の學問にも通したるものなきにあらされは、論語の註疏など窺ひ得たるものあらむこの推測は、決して無稽のことであらさる可し、故に余は暫く滿洲は滿節の語に基きたるならむこの説を提出して、大方の教を俟たむこす。